

さ情審査答申第99号
平成25年7月17日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年11月30日付けで貴職から受けた、環資産第2864号平成22年度「改善勧告」（若月工業に搬入していた25者）に関する文書のうち、「監視期間中に㈱若月工業へ産業廃棄物の搬入を確認している業者リスト（無許可）」（以下、「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年10月4日付け環資産第2836号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取消し、不開示情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

産業廃棄物の搬入を確認している本件対象行政情報の「行為者名」欄に「個人の氏名」が記載されていることが窺えるが、本件対象行政情報は、業者リストに記載のある「行為者名」である。すなわち個人として事業を営む「個人事業主」であり、開示されるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 本件対象行政情報について

異議申立人が開示を求めている本件対象行政情報は、産業廃棄物の不適正な搬入の疑いのある者に対して事業聴取を行うことを目的として作成したものであり、本件対象行政情報に記載のある行為者は、違反行為の疑いのある者を記載したものである。

2 本件異議申立てについて

異議申立人が開示を求めている本件対象行政情報は、「行為者名」欄に記載のある25者のうち、違反の事実の確定に至らず処分庁が開示しないこととした9者のうち「個人の氏名」が記載されている1者についてである。

異議申立人は、本件対象行政情報の表題部に「業者」という文言が含まれていることを理由に、当該行政情報を「個人の氏名」として捉えるのではなく、個人として事業を営む業者（※申立人においては「個人事業主」として捉えるべきだと主張しているものと推量する。

本件対象行政情報は、産業廃棄物の不適正な搬入の疑いがある者に対して事情聴取を行うことを当初の目的として作成したものであり、表題部においては便宜上の総称として「業者」という文言を用いているに過ぎない。

また、行為者とは、本件対象行政情報作成時において、産業廃棄物の不適正な搬入の疑いがある者を登載したものであり、「個人の氏名」が記載されている1者については、この者が個人的に廃棄物の搬入を行ったことを事情聴取により確認したため、処分庁においては「個人事業主」ではなく個人に関する情報と結論付けたものである。

したがって、当該「個人の氏名」は、条例第7条第2号に定める「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報に該当するものとして、不開示としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報である「環資産第2864号平成22年度「改善勧告」（若月工業に搬入していた25者）に関する文書」のうち、「監視期間中に(株)若月工業へ産業廃棄物の搬入を確認している業者リスト（無許可）」は、実施機関において、産業廃棄物の不適正な搬入の疑いのある者に対して事業聴取を行うことを目的として作成したものである。

実施機関は本件処分において、本件対象行政情報のうち、「行為者名」欄に記載されている25者について、違反の事実の確定に至らず処分庁が開示しないこととした9者のうち、「個人の氏名」が記載されている者の氏名の情報を不開示情報としたものである。

2 条例第7条第2号の妥当性について

本件対象行政情報は「環資産第2864号平成22年度「改善勧告」（若

月工業に搬入していた25者)に関する文書」のうち、「監視期間中に(株)若月工業へ産業廃棄物の搬入を確認している業者リスト(無許可)」と記載されたものである。また、当該リストには「行為者名」と記載された欄が記載されているが、実施機関では、「行為者名」欄は、産業廃棄物の不適正な搬入の疑いがある者に対して事情聴取を行うことを当初の目的として作成したものであり、表題部においては便宜上の総称として「業者」という文言を用いているに過ぎないものである。

異議申立人は、本件対象行政情報の表題には、「業者リスト」と記載されているため、「個人の氏名」が記載されている者は、個人として事業を営む「個人事業主」であり、開示されるべきであると主張している。

実施機関が事情聴取を行った若月工業に搬入していた業者25者のうち、違反の事実の確定に至らず処分庁が開示しないこととした9者の中には、個人が、事業としてではなく、個人の自宅を解体し、その結果生じたコンクリートガラを搬入した者がいたため、その個人の氏名を当該リストに記載したものである。

したがって、本件対象行政情報の「行為者名」欄に記載されている「個人の氏名」は、事業を営む個人であるとは認められず、特定の個人を識別することができる「個人の氏名」であり、不開示情報とすることを定めた条例第7条第2号に該当することから、当該行政情報を不開示としたことは妥当である。

- 3 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成23年11月30日	諮問の受理
②	同 年 12月22日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成24年 2月16日	審議
④	平成25年 2月21日	審議
⑤	同 年 4月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 6月27日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)